



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第8号 2018年4月16日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201  
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## サンドボックスでライドシェア実験するな

笠井亮衆院議員（共） 規制緩和推進の経産省を追及

日本共産党の笠井亮（かさい・あきら）衆院議員（写真）は4月11日の衆議院経済産業委員会で生産性向上特別措置法案の質疑に立ち、規制のサンドボックス制度創設などを内容とする法案の危険性を指摘、とくに同制度を利用してライドシェアが実験されることのないように求めました。

質疑の要旨は次のとおりです。



### 企業の責任や補償の規定がない

- ◎笠井亮議員 生産性向上特別措置法案は、新技術等実証計画を既存の規制にとらわれることなく行えるようになる規制のサンドボックス制度を創設としているが、この制度は分野の限定がなく、雇用や労働の規制も対象になるのか。分野の限定もなく導入すれば、身体・生命への重大な侵害をもたらしかねない。何かあった時の責任と補償はどうするのか。
- ◎世耕弘成経済産業大臣 分野の限定はなく、雇用・労働も排除されない。責任や補償に関して特段の規定は設けていない。個別の事案に応じて判断される。
- ◎笠井議員 驚くべき答弁だ。米国でウーバーが自動運転車の実証実験をして歩行者死亡事故を起こしたような事故が起きる可能性があるのに、誰も責任を取らず、補償も法令上定められていない、とんでもないじゃないか。
- ◎世耕大臣 実証事業の認定をする段階で、評価委員会が必要な措置を講ずることになっている。
- ◎笠井議員 評価委員会は総理が任命したメンバーだ。規制緩和ありきの人選、運営になる。規制緩和のアクセルをかける委員会だ。

### サンドボックス制度で、ライドシェアの実験もありうる

規制のサンドボックスにライドシェアあるいは白タク事業者が参加するとどうなるか。ウーバーのCEOが2月に来日して安倍総理と面会している。ウーバーはライドシェア・白タク解禁に強い関心を持っていることは明らかだ。ライドシェアは日本の道路運送法上、違法となると思うがどうか。

- ◎早川治国土交通大臣官房審議官 自家用車ライドシェアは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、きわめて慎重な検討が必要と考えている。

- ◎**笠井議員** ライドシェアは許されないということだ。ところが、経産省は、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度で、自家用車での相乗り仲介を行う notteco (のってこ) を、運転者が受け取る費用が実費以内なら道運法の規制の対象外、合法だというお墨付きを与えた。輸送の安全性や利用者保護の担保がない事業にお墨付きを与えたということだ。この事業に対する監視、監督の権限は国交省にあるのか。
- ◎**早川審議官** 道運法上の規制の対象とはならないと認識している。
- ◎**笠井議員** 経産省が主導して、監視、監督の枠外の事業を促進している。規制のサンドボックス制度で、ウーバーやリフトといったライドシェア事業者が計画を申請してくる可能性は大いにある。大臣、その可能性はないと言えるか。
- ◎**世耕大臣** 対象となる事業分野を限定していないので、ライドシェアについても申請をいただくことは可能となっている。ご指摘の notteco というサービスは、ガイアックスという会社がやっていて、非常に面白いサービスだと思っている。
- 仮にライドシェアについて申請された場合、適切に実施するための必要な措置を含め、計画が安全性や公益性を保護する規制法令に違反するものでないことなどが確認されれば、実証の対象となり得る。安全性・公共性は担保しながら事業者がイノベーション（革新）にチャレンジできる環境を整備していきたい。
- ◎**笠井議員** ライドシェア事業者が計画申請してくる可能性は大いにある。グレーゾーン解消制度で規制緩和の方向で努力した経産省だから、サンドボックス制度でも申請があれば推進するということになってくるということだ。

## ライドシェアは危険、安全のルールを崩す制度の導入するな

ライドシェアは、安全性に重大な懸念がある。内閣官房に聞くが、外国でライドシェア運転者が逮捕・起訴された事例について辻元清美衆院議員の質問主意書に2016年12月の政府答弁書でどのように答弁しているか。

- ◎**内閣府情報通信技術総合戦略室矢作友良次長** 当時、逮捕・起訴されたものとしてサンフランシスコ、ロサンゼルスなど11件、逮捕・起訴されたか確認はできないがシカゴの事案など3件を示した。
- ◎**笠井議員** ライドシェアで犯罪が続発しているということだ。最近では、ウーバーが進出した各国で批判が沸き起こって撤退を余儀なくされている。欧州司法裁判者がウーバーは運輸業でタクシー法に従うべきだという判決を出している。ライドシェアの再規制に踏み出しているのが世界の流れなのに、それを規制のサンドボックスで規制の及ばない環境で実証実験させるとなると、国民の身体・生命の重大な侵害になる。絶対にこんなのはやめるべきだ。
- ◎**世耕大臣** ライドシェアについても申請はいただくことは可能だ。ただ、実施するに当たっては、当然、生命や身体の安全が重要なので、実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることによって安全も担保していきたい。
- ◎**笠井議員** 対策をとると言うが、その間に何かあったらどうするか、実際にたくさん世界で起こっているじゃないか。規制改革会議の議論をみると、業法は営業の自由を脅かす不当な規制で、リスクも含めて消費者の選択肢だなどというトンでもない暴論がまかりとおっている。業法は事業者の営利と国民の安全のバランスを取るためのルールだ。この土台を根本から崩すような規制のサンドボックスなど断じて導入すべきでないとして強く申し上げて質問を終わる。